

北名古屋市入札参加者心得

(趣旨)

第1条 この心得は、工事又は製造の請負、設計、測量等の委託、物件の買入れその他の契約の締結について、北名古屋市（以下「市」という。）が行う一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(指名等の取消し等)

第2条 入札参加者は、次の各号のいずれかに該当する者となった場合は、直ちに届け出なければならない。

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産者

2 入札参加者が前項各号のいずれかに該当する者となった場合は、特別の理由がある場合のほか、その者に対して行った指名、若しくは入札参加資格確認を取消し、又は入札に参加させない。

第3条 入札参加者が次の各号のいずれかに該当する者となった場合は、その者に対して行った指名、若しくは入札参加資格確認を取消し、又は入札に参加させないことがある。これに該当する者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用した場合も、同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり、市職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 前各号のいずれかに該当する事実があったと認められるときから3年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 前項各号のいずれかに該当する者について、当該事実があったと認められるときから3年間、その者を入札に参加させないことがある。これに該当する者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用した場合も、同様とする。

3 前2項の規定にかかわらず、市が別に定める基準により、指名停止の措置を受けた

者については、当該指名を取り消す。

第4条 入札参加者の経営、資産又は信用状況の変動により契約の履行がなされないおそれがあると認められる事態が発生したとき、又は契約の相手方として不適当と認められる事態が発生したときは、その者に対して行った指名、若しくは入札参加資格確認を取消し、又は入札に参加させないことがある。

(入札保証金)

第5条 入札参加者は、入札執行前に、その見積金額（単価による入札にあつては、契約金額に予定数量を乗じて得た額とする。）の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部の納付を要しない。

- (1) 入札参加者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 入札参加者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 指名競争入札にあつては指名競争入札通知書（以下「指名通知書」という。）において、一般競争入札にあつては公告（以下「入札公告」という。）において、入札保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

(入札保証金の納付に代わる担保)

第6条 前条の規定による入札保証金の納付は、次の表に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。この場合において、当該担保の価値は、担保の種類ごとにそれぞれ同表の右欄に定めるところによる。

担保の種類	担保の価値
国債及び地方債	額面金額
政府の保証のある債券	額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の10分の8に相当する金額
市長が確実と認める社債	
銀行に対する定期預金債権	当該債券証書に記載された債権金額
金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手	券面金額

(入札保証保険証券の提出)

第7条 入札参加者は、市を被保険者とする入札保証保険契約を締結して入札保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合においては、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出しなければならない。

(入札保証金等の納付方法)

第8条 入札保証金は、市の発行する納付書により納付しなければならない。

- 2 出納員は、入札保証金の納付があったときは、納付証明書を当該納入者に交付するものとする。
- 3 前2項の規定は、入札保証金の納付に代えて有価証券を担保として提供する場合について準用する。

(入札の基本的事項)

第9条 入札参加者は、市から指示された設計書、図面及び仕様書（以下「設計図書」という。）その他契約締結に必要な条件を検討の上、入札しなければならない。

- 2 設計図書に誤記又は脱落があった場合において、当該誤記又は脱落が設計図書の相互の関係により明白であるときは、落札者は、その誤記又は脱落を理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することができない。
- 3 第1項の入札は、総価により行わなければならない。ただし、指名通知書又は入札公告において単価によるべきことを指示した場合においては、その指示するところによる。

(公正な入札の確保)

第10条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

(入札)

第11条 入札参加者は、入札書（様式第1又は市が定める様式と同様の内容を具備したもの。以下同じ。）に必要な事項を記載し、記名押印（あらかじめ届け出た印に限る。）の上、あらかじめ指名通知書又は入札公告により示した日時及び場所において、市職員の指示により提出しなければならない。

- 2 前項の入札は、代理人をして行わせることができる。この場合においては、当該代理人をして入札前に委任状を提出させなければならない。ただし、入札参加資格審査申請書による申請者並びにあらかじめ委任をされた者（以下「入札参加資格者」という。）の氏名及び届出印にて記名押印された入札書を持参した者の入札行為は、入札参加資格者の行った行為とする。

3 郵便による入札は、原則認めない。

(入札の辞退)

第12条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまで、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前には、入札辞退届(様式第2又は市が定める様式と同様の内容を具備したもの)を契約担当者に提出(入札日の前日までに到達するものに限る。)して行う。

(2) 入札執行中には、入札辞退届(様式第2の2)又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。この場合において、辞退者は、速やかに入札会場から退席するものとする。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札書の書換等の禁止)

第13条 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の中止等)

第14条 辞退等により入札参加者が1者となったときは、入札の執行を中止することができる。(ただし、入札参加者がその事実を察知できない入札方式の場合は除く。)

2 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは中止することがある。この場合において、入札執行後であっても、入札を無効にすることがある。

3 開札前において、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は中止することがある。

(開札)

第15条 開札は、入札の場所において、入札の終了後直ちに入札者を立ち合わせて行うものとする。

2 前項の場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市職員を立ち合わせて行うものとする。

3 入札参加者は、内訳書等を入札の場所に常時所持するものとし、内訳書等の提出を求められたときは、これを提出するものとする。この場合において、内訳書等を提出しない場合は、当該入札参加者の入札は無効とする。

(入札の無効)

第16条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加者の資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の日時まで所定の入札保証金を納付又は入札保証金の納付に代わる担保を提供しない者のした入札
- (3) 所定の日時まで所定の場所に持参しない入札
- (4) 入札に際して連合等による不正行為があった入札
- (5) 同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- (6) 他人の代理を兼ね、又は2以上の代理をした者の入札
- (7) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (8) 記名及び押印のない入札
- (9) 入札書の記載事項が確認できない入札
- (10) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札
- (11) 予定価格の制限の範囲を超える価格又は最低制限価格を下回った価格の入札（予定価格等を事前公表した場合に限る。）
- (12) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件又はあらかじめ指示した事項に違反した入札

(落札者)

第17条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めてあらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(再度入札)

第18条 開札をした場合において、落札者とすべき入札がないときは、直ちに、再度の入札を行うことができる。

- 2 前項の再度入札は、原則として2回（初度入札を含め3回）を限度とする。ただし、予定価格等の事前公表を行った入札は、再度入札を行わないものとする。
- 3 次の各号のいずれかに該当する入札をした者は、再度入札に参加することができない。
 - (1) 第16条第1号から第7号までに該当する入札
 - (2) 前条第2項の規定による最低制限価格を下回った価格の入札

(3) 前回の入札における最低価格以上の入札

(再度入札の入札保証金)

第19条 前条の規定により再度入札をする場合においては、初度の入札に対する入札保証金の納付(入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。)をもって再度入札における入札保証金の納付があったものとみなす。

(くじによる落札者の決定)

第20条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

2 前項の場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者又は当該入札に立ち会わずくじを引くことができない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない市職員がくじを引くものとする。

(入札結果の通知)

第21条 開札をした場合において、落札者があるときはその者の氏名(法人の場合は、その名称)及び金額を、落札者がいないときにはその旨を、開札に立ち会った入札者に、直ちに、口頭で知らせなければならない。この場合において、落札者となった者が開札に立ち会わなかったときは、その者に落札者となった旨を通知するものとする。

(契約書等の作成)

第22条 契約担当者は、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書(契約書の作成を省略する場合にあっては請書。以下本条において同じ。)を作成しなければならない。

2 落札者は、前項の規定により作成された契約書に記名押印の上、押印した設計図書を添えて提出しなければならない。

3 落札者が前項の契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失うことがある。

4 契約を締結するまでの間に、落札者が北名古屋市指名停止措置要綱(平成25年北名古屋市告示第174号。以下「指名停止措置要綱」という。)に掲げる措置要件のいずれかに該当することが明らかになった場合、又は「北名古屋市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(以下「暴力団排除合意書」という。)に掲げる排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合は、契約を締結しないことがある。この場合において、市は一切の損害賠償の責を負わない。

(契約書等の作成の省略)

第23条 契約書の作成を省略する場合は、あらかじめ指名通知書又は入札公告において指示する。

(契約の確定)

第24条 契約書を作成する契約にあっては、当該契約は、契約担当者が落札者とともに

に契約書に記名押印したとき、請書による場合にあつては、落札者が請書に記名押印したときに確定する。

(入札保証金等の返還)

第25条 入札保証金(入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。以下本条において同じ。)は、入札終了後直ちにこれを還付する。ただし、落札者に対しては、契約を締結したときに還付する。

2 入札保証金の還付を受ける場合においては、領収証書等を会計管理者に提出するものとする。

3 第1項ただし書の規定にかかわらず、落札者から申出があつたときは、当該入札保証金を契約保証金に充当することができる。

(入札保証金に対する利息)

第26条 入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間に対する利息の支払を請求することができない。

(入札保証金の没収)

第27条 入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者の納付に係る入札保証金(入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。)は、市に帰属する。

(異議の申立)

第28条 入札をした者は、入札後、この心得、設計図書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(議会の議決を経なければならない契約)

第29条 北名古屋市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成18年北名古屋市条例第52号)の定めるところにより議会の議決に付すべきものについては、北名古屋市議会の議決を経た上、契約を確定する。

2 議会の議決を得るまでの間に、請負者が指名停止措置要綱に掲げる措置要件のいずれかに該当することが明らかになった場合、又は暴力団排除合意書に掲げる排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合は、仮契約を解除し、本契約を締結しないことがある。この場合において、市は、一切の損害賠償の責を負わない。

(電子入札)

第30条 あいち電子調達共同システム(CALS/EC又は物品等)を利用した入札を行う場合の取扱いは、北名古屋市建設工事等電子入札実施要領又は北名古屋市物品等電子入札試行要領の規定を優先するものとする。

(雑則)

第31条 入札参加者は、この心得に規定するもののほか、地方自治法及び同法施行令（昭和22年政令第16号）その他北名古屋市契約規則（平成18年北名古屋市規則第40号）等で定めのあるものについて、遵守しなければならない。

附 則

この心得は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成19年5月28日から施行する。

附 則

この心得は、平成26年2月24日から施行する。

附 則

この心得は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この心得は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この心得は、令和5年1月10日から施行する。

入 札 書

年 月 日

(宛先) 北名古屋市長

入札者 住 所
氏 名
(名称及び
代表者氏名)

印

下記のとおり入札します。

記

拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

ただし、下記工事の請負金（下記業務の受託料・下記物件の供給代金）

- 1 工事名（業務名・物件名）

- 2 路線等の名称、品名数量等

- 3 工事場所（業務場所・納入場所）

(注)

- 1 路線等の名称、品名数量等は、必要がないときは記入しないでください。
- 2 訂正又はまっ消した箇所には押印してください。
- 3 金額の数字はアラビア数字を用い、頭に金を記入してください。
- 4 入札書には消費税等を含めない金額を記載してください。なお、入札書に記載された金額に消費税等を加算した金額（金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を契約額とします。

入札辞退届

年 月 日

（宛先）北名古屋市長

入札者 住 所
氏 名
〔名称及び
代表者氏名〕

下記において指名を受けましたが、入札を辞退します。

記

- 1 工事名（業務名・物件名）

- 2 路線等の名称、品名数量等

- 3 工事場所（業務場所・納入場所等）

- 4 辞退理由

（注）路線等の名称は、必要がないときは記入しないでください。

入札辞退届

年 月 日

(宛先) 北名古屋市長

入札者 住 所
氏 名
(名称及び
代表者氏名)

下記に係る第 回目の入札を辞退します。

記

- 1 工事名（業務名・物件名）
 - 2 路線等の名称、品名数量等
 - 3 工事場所（業務場所・納入場所等）
 - 4 辞退理由
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-

(注) 路線等の名称は、必要がないときは記入しないでください。